

平均7.5%引き上げ

ので、毎年6月議会で上程・審議されます。今年度は、被保険者の所得が減少していること、高
限度があることなどを理由に、平均7.5%、一世帯平均年9,127円の引き上げとなりました。

〈国民健康保険料改正の内容〉

| | 医療給付費 | | | 後期高齢者支援金 | | | 介護納付金 (40歳以上65歳未満) | | | 合計 (40歳以上65歳未満) | | |
|------------|--------|--------|-------|----------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|--------------------|--------|-------|
| | 改正前 | 改正後 | 対比(%) | 改正前 | 改正後 | 対比(%) | 改正前 | 改正後 | 対比(%) | 改正前 | 改正後 | 対比(%) |
| 所得割(%) | 2.45 | 3.31 | 135.1 | 1.69 | 1.89 | 111.8 | 1.28 | 1.45 | 113.3 | 5.42 | 6.65 | 122.7 |
| 資産割(%) | 13.99 | 16.58 | 118.5 | 9.65 | 9.46 | 98.0 | 8.37 | 8.52 | 101.8 | 32.01 | 34.56 | 108.0 |
| 被保険者均等割(円) | 10,511 | 12,535 | 119.3 | 6,618 | 6,661 | 100.6 | 7,298 | 7,110 | 97.4 | 24,427 | 26,306 | 107.7 |
| 世帯別平等割(円) | 10,079 | 11,964 | 118.7 | 6,346 | 6,359 | 100.2 | 4,765 | 4,594 | 96.4 | 21,190 | 22,917 | 108.2 |

保険料の決め方

国保料は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて計算されます。医療費分はその年に予想される医療費から病院などで支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた分が保険料の総額となります。保険料の総額を4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて一世帯当たりの保険料額が決められます。

後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の財源の4割を国民健康保険などからの支援金で賄うためのものです。

介護納付金分は介護給付費の一部を負担するもので、40歳以上65歳未満の人が納めることになっています。

国民健康保険料の算出方法

所得割：前年所得の基準所得額（所得額－33万円）に上記所得割を掛けます。

資産割：今年度固定資産税額に上記資産割を掛けます。

被保険者均等割：世帯の加入者数を上記金額に掛けます。

世帯別平等割：一世帯あたり上記金額を加えます。

応能割と応益割

保険料の計算には、支払い能力に応じた応能割と受益者負担の考え方の応益割があります。応能割は所得に応じた所得割と資産にかかる資産割、応益割は加入者数に応じた均等割と世帯にかかる平等割があります。

社会保障における保険料は、一般に負担能力に応じて賦課されるべきとされていますが、国は受益者負担の応益割の割合を多くするよう指導してきました。市町村によっては、応能割を7～8割と高くしているところもあります。富士見町は、所得割45%、資産割10%、均等割30%、平等割15%として保険料率を計算しています。

国民健康保険料には 限度額があります

国保料の基礎賦課額の限度額は50万円、後期高齢者支援金の限度額は13万円、介護納付金の限度額は10万円です。

国民健康保険料には 軽減制度があります

所得の低い方：前年の所得により、7割、5割、2割軽減制度があります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方（H22年度から実施）：
倒産・解雇による離職や雇い止めなどにより離職された方は、前年の給与所得を30/100とみなす軽減制度があります。

